

第 37 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和8年6月29日（月） 午後 3時 00分
閉会日時	同 上 午後 3時 52分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB（4階）
出席委員	25名 農業委員 1番 富田 正次郎 3番 山形 啓子 4番 川口 賢一 5番 山形 ちづ代 6番 井田 秋雄 7番 星野 重彦 8番 山形 栄子 9番 坂本 久美子 10番 星野 昭彦 11番 中島 篤 12番 渡辺 隆司 13番 矢内 鉄男 14番 今泉 芳雄 農地利用最適化推進委員 1番 金子 博一 2番 荻原 完一 3番 武 幸一 4番 木村 聡 5番 大澤 隆 6番 小菅 雄一郎 7番 多和田 圭一 8番 丹羽 康博 9番 中村 耕一郎 10番 齊藤 克代 11番 深澤 憲司 12番 太田 亮一 [遅刻委員] [中座委員] [早退委員]
欠席委員	
議事参与	5名 事務局長 今泉 勝浩 主査 鳥井 貴史 次長 山藤 健二 係長 石原 幸枝 主査 細井 裕子
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 会期決定の件 日程第3 第140号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会処分 2件 第141号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 委員会処分 2件 第142号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 4件 日程第4 第143号議案 農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の 決定について 日程第5 報告第71号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第72号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 3 時 00 分

議 長

ただ今から第37回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員13名、推進委員12名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、12番渡辺委員及び13番矢内委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の細井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 第140号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございますが、受付番号7番につきまして、木村委員の親族が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律、第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室していただきます。

それでは、4番木村推進委員退席をお願いします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

(議案書より順序・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号7番、8番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

続きまして、この件について6月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

12番農業委員

はい。議長。

議 長

はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 12番渡辺です。6月26日、2番荻原推進委員と事務局2名と一緒に現地調査行って参りましたので、ご報告します。

まず最初に、第140号議案、受付番号7番についてです。申請地は、桐生が岡公園と吾妻公園のちょうど真ん中あたりの場所になります。今まで花を栽培していたハウスなので、ぶどうにも高さがあって、ちょうどいいのではないかと思います。

続きまして、受付番号8番についてです。申請地は、新里町板橋にある群馬用水配水池を北西に進んだ場所になります。この畑の隣が譲受人の畑で、申請が許可されれば面積が広がるため、使いやすくなるので良いかと思います。ご審議をお願いします。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

(補足説明なし)

これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

6番農業委員 はい。議長。

議長 はい。6番井田委員。

6番農業委員 6番井田です。受付番号7番について、譲受人の年齢と職業が農業と書いてあり耕作面積がゼロとなっておりますが、農業と言えるのですか。

事務局 譲受人ですが、年齢については〇〇歳となります。4番木村推進委員のお子さんで、普段は父親の仕事である花卉栽培を手伝いながら、現在、太田市でぶどうの栽培に関する訓練を積んでるところです。

耕作面積がゼロというのは、4番木村推進委員と譲受人の世帯で確認するのですが、4番木村推進委員が借入している場所が川内町であり、その地目が農地ではなく、雑種地を借りて花卉栽培を行っているため、農地の所有面積としてはゼロとして表記とさせていただいております。以上です。

議長 よろしいでしょうか。

この譲受人についてですが、一昨年、桐生市農業委員会に新規就農の申請がありまして、桐生市からお祝い金を渡しました。また、親子の契約を結んでいただいて、きちんと農業をしていただけたということなので、ぜひ頑張っていたいただければと思います。ほかにございませんか。

6番農業委員 はい。議長。

議長 はい。6番井田委員。

6番農業委員 6番井田です。26歳の方が生活していくには、もう少し耕作面積を広げていかないと規模的にまだ少ないと思うので、そういう時は、ぜひ新里地区へ申請していただき、耕作放棄地を使用いただければありがたいと思います。よ

議 長

ろしくお願いいたします。

はい。わかりました。

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第140号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第140号議案は許可相当として承認されました。

それでは、4番 木村推進委員の入室を求めます。

(木村推進委員 着席)

木村推進委員へご報告いたします。

本件については、承認されました。

続きまして、日程第3 第141号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

(議案書より順序・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号2番、3番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われますので、基準を満たしていると考えます。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上2番、3番について、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

続きまして、この件について6月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

12番農業委員

はい。議長。

議 長 はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 はい。12番渡辺です。第141号議案、受付番号2番についてです。申請地は、新里町山上多重塔南東の場所になります。申請地裏の周りが塀で囲まれており、その中に、ずいぶん古い物置がありました。多分、昔は農地だったのだろうと思います。直すのも、復元するのも無理かと思いますので、やむを得ないと思います。

続きまして、受付番号3番については、新里町新川八幡宮神社の北の場所になります。こちらについては、この後出てくる、第142号議案、受付番号16番のところと関連しております。面積も少ないことから、これもやむを得ないと思います。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

6番農業委員 はい。議長。

議 長 はい。6番井田委員。

6番農業委員 6番井田です。受付番号2番の申請人は、80代の独身の方で、病気にかかり、現在施設に入所しております。そのため、親戚の方々が集まり相談した結果、この宅地自体を全部、不動産屋に売りたいということになったらしいのですが、物置が農地転用されておらず、今回の申請に至ったそうです。よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(質 疑 な し)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第141号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

挙手全員でございます。

よって、第141号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第3 第142号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございます。

以上を議題といたします。

事務局
議長
事務局

事務局より説明願います。

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順序・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号13番、14番、15番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号16番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われますので、基準を満たしていると考えます。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上13番から16番は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、この件について6月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員会のご報告をお願いいたします。

2番推進委員

はい。議長。

議長

はい。2番荻原推進委員。

2番推進委員

2番推進委員荻原です。6月26日、12番渡辺委員と事務局2名と一緒に現地調査行って参りましたので、ご報告します。

第142号議案、受付番号13番につきまして、申請地は、新里町の関集会所の北に進んだ場所になります。申請地の西側に拠点を置かれておりまして、中古車や、物置として利用するという事で、道向かい側も住宅地になっておりますので、特に問題はないと思います。

続きまして、受付番号14番になります。申請地は、新里町の芝集落センターを南に進んだ場所になります。周りを見ますと、住宅地が点在しておりますので、新規に住宅を建てられても特に問題はないと思います。また、自宅、申請地との間の部分ですか、一段高くなっておりました。草が10cmから15cmくらい覆っておりましたので、草刈りをするようかなと思いました。

続きまして、受付番号15番につきまして、報告させていただきます。申請地は、新里町新川の東部集会所の西側に進んだ場所になります。事務所、露天駐車場及び露天資材置場用地として、使用するのには特に問題はないかなと思います。周りは住宅地がほとんどで畑の方はございませんので、問題はないかなと思います。

続きまして、受付番号16番につきましては、第141号議案、受付番号3

番が一体という形になっております。申請地は、新里町新川の八幡宮神社を北に進んだ場所になります。こちらのも広い敷地という感じがしまして、こちらも10cmから15cmくらいの草が生い茂っていましたが、特に問題はないかと思えます。私の方は以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

12番推進委員 はい。議長。

議長 はい。12番太田推進委員。

12番推進委員 12番推進委員太田です。受付番号13番ですが、私の担当地区でありまして、この案件について、現在、町会長をしているのですが、ここの経営者の方を知りません。そこでお尋ねしたいのですが、譲受人の方は日本人ではなのですよね。そして、住所は桐生市〇〇町となっておりますが、新里町関には住んでないのですか。

議長 はい。事務局。

事務局 譲受人ですが、住所が〇〇町ということで、新里町関に住所がある方ではないです。現在、〇〇町の自宅周辺で中古車販売業を営んでいると、伺っておりまして、ちょっと業績が良いということで、この申請地の隣の宅地を購入して、手広くし、作業場、修理場、事務所、自動車展示場というような販売業の形をとっていきたいという内容で、申請書が提出されております。

また、国籍に関してですが、お調べできておりません。桐生市内に住所のある方に関しては、住民票の添付を求めているので、国籍に関しては不明になります。

5番推進委員 はい。議長。

議長 はい。事務局。

5番推進委員 5番推進委員大澤です。菱町では、譲受人と同じ名字は多いので、おそらく、こちらにお嫁に来られたんじゃないかと思えます。

12番推進委員 はい。議長。

議長 はい。12番太田推進委員。

12番推進委員 12番推進委員太田です。あともう1つお尋ねしたいことがあります。申請地の西側の土地に住んでいる方についてですが、従業員らしい人が何人かいらっしゃるようです。そのため、そこに住んでる従業員の方がいらっしゃることは、事業所として捉えていいのか、それとも居住者として捉えていいのか。その辺がわかりづらいため伺いました。

議長 はい。事務局。

事務局 申請の際に、こちらに土地利用計画図を提出をさせていただいておりますが、それによりますと、既存の建物に関しては、先程説明をさせていただいた、作業場、中古車販売ということで、車を修理する修理場として利用するというように計画が提出されておまして、居住地として利用するというようなこと

は、確認はできておりません。以上です。

12番推進委員

はい。議長。

議 長

はい。12番太田推進委員。

12番推進委員

12番推進委員太田です。ありがとうございました。

議 長

その辺については、自治会でよく確認していただいて、トラブルのないように行っていただきたいと思います。

では、私の方から1つ、お尋ねします。受付番号16番について、住宅を建てるということで、道路からの進入についてですが、道が曲がっておりますが、安全な道幅についてお尋ねします。

6番農業委員

はい。議長。

議 長

はい。6番農業委員。

6番農業委員

6番井田です。よく申請地付近に草刈りに行き、知っておりますが、設定人は、一人暮らしで、車は、設定人の家側からも入れますし、それから、塔のあるところからも入れます。また、申請地西側は、狭いところですが入れるから大丈夫だと思います。

議 長

図面から読み取ると、進入路から入れるよう、この申請で土地を使用貸借し畑から転用します。基本的には、そこから出入りをするという理屈にならないと、この進入路を計画する意味がないかと思います。申請地東側の前を通るようになっているので、とりあえず進入路として整合が取れており、確認が取れているということでいいかと思います。

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第142号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第142号議案は許可相当として承認されました。

日程第5 第143号議案「農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の決定」について、議題といたしますが、農地利用最適化推進委員については農業委員会等に関する法律、第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室していただきます。

それでは、退席をお願いします。

(推進委員 退席)

事務局
議長
事務局
議長

それでは、事務局より説明願います。
はい。議長。
はい。事務局。
(議案書より順序・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)
以上、「農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の決定について」ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
以上、事務局より説明がございました。
これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

(質 疑 応 答)

13番農業委員
議長
13番農業委員
事務局
議長
事務局
議長

はい。議長。
はい。13番矢内委員。
13番矢内です。農地利用最適化推進委員の中で3名の方が新しく就任されるのですか。
はい。議長。
はい。事務局。
はい。お名前を申し上げます。第2区域の小池 仁さん及び、第3区域の仁木 周平さん、橋本 博さんです。以上です。
以上3名の方が新しく就任されます。
ほかにございますか。
質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
第143号議案「農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の決定」について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。
よって、第143号議案の案件については承認されました。
それでは、議事参与の制限によりの退席されていた委員の入室を求めます。

(12名の委員 入室)

対象である9名の委員へご報告いたします。
本件については、お配りした資料のとおり農地利用最適化推進委員に委嘱す

べき者として決定されました。おめでとうございます。

日程第5 報告第71号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第71号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については、ございませんでした。以上です。

議長 続きまして、報告第72号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第72号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については、2件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第72号について発言のある方は挙手をお願いします。

11番農業委員 はい。議長。

議長 はい。11番中島委員。

11番推進委員 11番中島です。報告72号の、6月受付番号1番の転用目的が系統用蓄電池用地」となっておりますが、系統用蓄電池について、分からないのでご説明をお願いします。

議長 はい。事務局、説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 系統用蓄電池ですが、電気を一時的に蓄えておく装置で、見た目はコンテナに非常に形が似ております。太陽光発電の電気ですとか、東京電力で流している電気を昼間の消費量の少ない時に一時的に蓄えておき、夜の消費量の多くなる時に、電気を流していくような施設のことを言うそうです。

11番農業委員 はい。議長。

議長 はい。11番中島委員。

11番推進委員 11番中島です。大きなコンテナのような、バッテリーというものです。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 はい。そのとおりです。コンテナくらいの大きさのため、ある程度面積を必

議 長

要とするものと思います。

県の常設審議委員会に出席すると、3,000㎡以上のところでも、系統用蓄電池が出てきて、進入するのに、きちんとした道路だったり、施設内の管理をしっかりしなければなりません。また、高周波が少し出てきたり、放熱をするので熱くなり、場合によっては、迷惑がられることがあるそうです。

ほかに何かございませんか。

(発言なし)

発言もないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で、本日の議題及び報告はすべて終了しました。

これをもって、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後 3 時 5 2 分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

1 2 番

1 3 番

